

情審第3号

令和7年(2025年)6月16日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和6年(2024年)7月11日付け総第767号で諮問(諮問第43号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分を変更し、別表の「公開・非公開の判断が必要」欄に記載する情報については、実施機関は改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年3月17日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和2年度小田原市公共施設等に係る民間提案制度の清閑亭に関する情報における各提案・審査の内容が分かる資料（提案書、審査の議事録、審査員のリスト、評価表など）」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和6年4月1日付けで公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「提案事業者名及び提案内容、提案内容説明者の個人氏名」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号の規定による「特定の個人を識別することができるため」、及び同条第2号の規定に基づき「提案事業者名及び提案内容等における技術ノウハウを公開することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分により非公開とした部分のうち、株式会社 JS フードシステム（以下「選定事業者」という。）に関する部分は清閑亭利活用において既に選定され実施されている情報であり、非公開とすべき理由はなく、本件処分に不服があるとして、令和6年4月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年5月29日付けで弁明書を提出した。

- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが、反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和6年7月11日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開とした文書のうち、選定事業者に係る小田原別邸料理清閑亭に関する全ての情報が記載された文書（以下「本件文書」という。）の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開とした本件文書の内容は、既に清閑亭事業利活用において、既に選定され実施されている情報である。
- (2) 清閑亭の利活用事業は、小田原市と協定を締結した上で、市の資産である文化財と史跡を利用して進められている非常に公共性の高いものである。
- (3) したがって、非公開とすべき理由はなく、実施機関は、条例の適用を誤っている。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本事業は、民間事業者のノウハウを生かした発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で事業化していく民間提案制度であり、民間事業者からの提案内容を企業秘密としてとらえ、いわゆる知的財産として取り扱うことを前提に公募するものである。
- 2 採用された提案は、市と民間事業者が事業を実施するに当たり、諸条件等を協議し、合意に至った場合に契約を締結し実施されることから、民間事業者の提案が実施されない場合があるため、最終的に契約を締結した事業者の提案書も選考されなかった提案と同様に企業の知的財産として取り扱わなければならない。
- 3 本事業は、実施要領において、内容を審査して採用された提案について提案者と

協議を行い、協議が整った時点で契約を締結し事業化すると定め、提案を募集した。

4 審査については、採用の場合は提案名称、提案概要及び提案者名を、その他の場合は提案名称を公表することとした。

5 提案書及び審査の議事録の公開は特定の個人を識別できてしまうことや、協議及び事業化前の提案者独自の技術、ノウハウ等知的財産に係るものであることから開示することにより、提案者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号及び第2号アの解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号及び第2号（第2号アと判断する。）を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

#### (1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開としつつ、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項としているものである。その上で、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」をただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」をそれぞれ例外的公開事項としているものである。

#### (2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

条例第8条第2号アの「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人の運営上の地位を広く含むものである。

また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

### (1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書の構成は別表に示した次のとおりである。

文書1 提案概要書

文書2 提案書

文書3 選定事業者の発言メモ

#### 文書4 質疑

#### 文書5 審査委員の意見交換記録

「文書3 選定事業者の発言メモ」には事業提案時の選定事業者の発言内容が記載されており、「文書4 質疑」には、選定事業者代表者氏名、従業員及び審査委員である小田原市職員が発言した質疑応答の内容、「文書5 審査委員の意見交換記録」には提案説明後の小田原市職員の意見交換の内容が記載されているものであった。

#### (2) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会が本件文書を見分したところ、別表における文書2から文書4までのうち公開をしないとした部分には、選定事業者の従業員に係る職名、氏名、提携予定者氏名、個人を識別することができる写真が記載されていた。

これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、ただし書の例外的公開事項に該当しないことから、条例第8条第1号に該当する。

ただし、上記以外の会社代表者氏名は、条例第8条第1号アに該当する情報であり、小田原市職員氏名は条例第8条第1号イに該当する情報であると認められるため、条例第8条第1号には該当しない。

#### (3) 条例第8条第2号アの該当性について

別表における文書1から文書5までのうち公開をしないとした部分には、貸付料案、資金計画事項、従業員数の内訳、未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、地域活性化への取組実績、資金計画事項、選定事業者以外の事業者及びそれ以外の情報（以下「本件それ以外の情報」という。）のいずれかの情報が記載されていた。

これらの記載されていた情報のうち、次に掲げるアからオの情報は、企業独自のノウハウであって、公にされることにより競合関係にある事業者等との関係で競争上不利となるおそれがあることから、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第8条第2号アに該当する。

ア 「文書1 提案概要書」の貸付料案及び資金計画事項

イ 「文書2 提案書」の従業員数の内訳、未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び地域活性化への取組実績

ウ 「文書 3 選定事業者の発言メモ」の未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び資金計画事項

エ 「文書 4 質疑」の未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び資金計画事項

オ 「文書 5 審査委員の意見交換記録」の選定事業者以外の事業者名

一方、清閑亭の利活用事業は既に実施されており、既に公にされている情報もあることから、本件それ以外の情報は条例第 8 条第 2 号アに該当するとは言いがたい。

したがって、上記 2 (2) 及び(3)を踏まえ、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号アの該当性について改めて判断し、公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第 8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和 6 年 7 月 11 日	審査庁からの諮問書を受付
令和 6 年 8 月 21 日	第 92 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 10 月 10 日	第 93 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 11 月 22 日	第 94 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 12 月 19 日	第 95 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 1 月 31 日	第 96 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 3 月 13 日	第 97 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 4 月 14 日	第 98 回情報公開審査会 答申案の検討
令和 7 年 5 月 22 日	第 99 回情報公開審査会 答申案の検討

【別表】

文書番号	文書内容	非公開が妥当	公開・非公開の判断が必要
1	提案概要書	貸付料案	本件それ以外の情報
		資金計画事項	
2	提案書	代表者以外の従業員の職名及び氏名、提携予定者氏名	本件それ以外の情報
		個人を識別することができる写真	
		従業員数の内訳	
		未公表の協力、提携予定者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
3	選定事業者の発言メモ	代表者以外の従業員の氏名	本件それ以外の情報
		未公表の協力、提携予定者事業者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
		資金計画事項	
4	質疑	提携予定者氏名	本件それ以外の情報
		未公表の協力、提携予定者事業者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
		資金計画事項	
5	審査委員の意見交換記録	選定事業者以外の事業者名	本件それ以外の情報